

下 農 委 第 1 3 4 8 号
令和 6 年(2024 年) 1 2 月 1 1 日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市農業委員会
会長 山 田 正 信

定期監査の結果に関する報告に係る措置について

令和 4 年(2022 年) 1 月 2 5 日付け監査報告第 3 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

農業委員会

[指摘事項]

- (1) 下関市手数料条例に規定する証明に係る手数料を、窓口で直接収納しているが、事務処理上の理由により、即時交付ができない証明に係る手数料について、以下の不適切な事項が見受けられた。所要の措置を講じるとともに適正に事務処理されたい。

ア 手数料は、下関市手数料条例第3条ただし書が適用される場合を除き、申請があった際に徴収することと規定されているが、当該手数料徴収に当たり、同条ただし書を適用する旨の意思決定がなされることなく、証明の交付時に徴収されていた。

(改善措置状況)

証明の内容により申請があった際に手数料を徴収することが困難なものについては、下関市手数料条例第3条ただし書を適用するものとする市長決裁を受けました。

- イ 令和3年度に申請を受理し、窓口で交付した現況確認証明（2件）について、手数料を徴収していなかった。

(改善措置状況)

手数料を徴収していなかった証明手数料については、速やかに調定及び納入通知を行い、通知から4日後に収納を確認いたしました。今後、証明書交付伺決裁後直ちに調定し、収納漏れのないよう職員間の連絡及び確認を徹底します。

- ウ 令和元年11月に発効した現況確認証明（1件）を、令和3年6月に申請者に交付し、交付時に窓口で手数料を徴収しているが、これに係る調定を、手数料を徴収するまでの間行っておらず、また、納入の通知を口頭の

みで行っており、調定の時期や納入の通知の方法が適正であったか疑義があった。なお、当該証明に係る手数料の調定については、下関市会計規則第12条第1項ただし書の規定により、証明を交付し、手数料を徴収した後に行っているが、即時交付を行わない証明にあっては、事前の調定が可能であると思料された。

(改善措置状況)

取扱う証明手数料のうち、即納させるものと即納が困難なものを整理し、即納が困難なものに関しては、下関市手数料条例第3条ただし書を適用すること、調定の時期及び納入の方法について、市長決裁により取扱いを定め、証明書交付前に調定し、納入通知を行うよう改めました。